島根県報

令和７年５月２日（金）
第　６１３　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【規　則】

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則　（障がい福祉課）　2

【告　示】

公印の印影等　（総　務　課）　5

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定　（高齢者福祉課）　6

保安林の指定施業要件の変更　（森林整備課）　6

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生　（水　産　課）　6

【公　告】

公共測量の実施（２件）　（技術管理課）　7

公共測量の実施の変更　（　〃　）　7

公共測量の終了　（　〃　）　8

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管　（河　川　課）　8

開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）　9

【特定調達公告】

島根県防災行政無線ネットワーク衛星通信設備可搬局調達に係る一般競争入札の実施　（消防総務課）　9

公布された条例等のあらまし

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第58号）

１　規則の概要

⑴　公共的施設のうち建築物の整備基準について所要の改正を行うこととした。（別表第２関係）

⑵　⑴に伴う様式の整備（様式第２号関係）

２　施行期日

この規則は、令和７年７月１日から施行することとした。

規　　則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県規則第58号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の表１の項整備基準の欄のイ中「特別支援学校を除く。」を「小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの並びに特別支援学校を除く。以下同じ。」に改める。

別表第２の１の表２の項整備基準の欄のカ及び同表３の項整備基準の欄のオ中「（特別支援学校を除く。）」を削る。

別表第２の１の表４の項第１号を次のように改める。

⑴　利用者の用に供する便所は、当該便所を利用する上で支障がない位置に、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件（令和６年国土交通省告示第1074号。次号において「国土交通省告示」という。）に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。

別表第２の１の表４の項第５号を削り、同項第４号中「以上の便所には」を「以上には、」に改め、同号を同項第６号とし、同項第３号中「以上の便所には」を「以上には」に改め、同号を同項第５号とし、同項第２号中「利用者の用に供する男子用小便器のある便所のうち１以上の便所」を「⑴の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち１以上」に改め、同号を同項第４号とし、同項第１号の次に次の２号を加える。

⑵　⑴の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち１（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ１）以上は、次に定める構造とすること（共同住宅等を除く。）。ただし、国土交通省告示に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。

ア　車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房（イ及び７の項において「車椅子使用者用便房」という。）を１以上設けること。

⑺　車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

⑴　腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。

イ　車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。

ウ　１以上の洗面器は、次に定める構造であること。

⑺　上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。

⑴　給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。

⑶　⑴の規定により設ける便所のうち１（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ１）以上には、洗

浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。

別表第２の１の表５の項第１号を次のように改める。

⑴　利用者の用に供する駐車場には、次に定める区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和６年国土交通省告示第1072号）に定める場合に該当する場合にあっては、この限りでない。

ア　当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。）が200以下の場合　当該駐車施設の数に100分の２を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

イ　当該駐車施設に設ける駐車施設の数が200を超える場合　当該駐車施設の数に100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に２を加えた数

別表第２の１の表７の項第１号中「（特別支援学校を除く。）」を削り、同号ア中「経路」の次に「当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては当該客席の出入口と同項第３号の構造の車椅子使用者が客席として利用できる部分（同項において「車椅子使用者用客席部分」という。）との間の経路（イ及びウにおいて「車椅子使用者用経路」という。）を含み、」を加え、「、当該地上階」を「当該地上階」に改め、同号イ及びウ中「経路」の次に「（当該利用居室が11の項の興行場等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加える。

別表第２の１の表11の項第１号中「車椅子使用者が客席として利用できる部分（以下「車椅子使用者用客席部分」という。）及び」を削り、同項第２号中「110センチメートル」を「135センチメートル」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

⑵　興行場等又は集会場の客席には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用客席部分を設けること。

ア　当該客席に設ける座席の数が400以下の場合　２

イ　当該客席に設ける座席の数が400を超える場合　当該座席に設ける客席の数に200分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

様式第２号その１中

「

便所	１　用途面積1,000㎡未満の場合	⑴　腰掛便座及び手すり等を適切に配置した便房の設置		適・否	除外
		⑵　操作が容易な給水栓を設けた洗面器の設置		適・否	
	２　用途面積1,000㎡以上の場合及び公衆便所	⑴　車椅子使用者用便房の構造	ア　十分な空間の確保	適・否	除外
			イ　腰掛便座及び手すり等の配置	適・否	
		⑵　車椅子使用者用便房を設置した旨の表示		適・否	
		⑶　洗面器の構造	ア　洗面器の高さ	適・否	
			イ　操作が容易な給水栓の設置	適・否	
	３　床置式小便器等及び手すりの設置			適・否	除外
	４　乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示			適・否	除外・免除
	５　乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示			適・否	除外

」を

	6　洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示		適・否	除外
駐車場 ［除外］	1　車椅子使用者用駐車施設の設置		台分	
	2　車椅子使用者用駐車施設の構造	⑴　幅350cm以上	cm	
		⑵　車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		⑶　駐車場に通ずる出入口に近い位置への設置	適・否	

」

「

便所	1　不特定多数の者が利用する便所の設置数		適・否 （　箇所）	除外
	2　車椅子使用者用便房の設置数		箇所	除外
	⑴　車椅子使用者用便房の構造	ア　十分な空間の確保	適・否	除外
		イ　腰掛便座、手すり等の配置	適・否	
	⑵　車椅子使用者用便房を設置した旨の表示		適・否	
	⑶　洗面器の構造	ア　洗面器の高さ	適・否	
		イ　操作が容易な給水栓の設置	適・否	
	3　洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示		適・否	除外
	4　床置式小便器等及び手すりの設置		適・否	除外
	5　乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外・免除
	6　乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外
駐車場 ［除外］	1　駐車施設の総数		台	
	2　車椅子使用者用駐車施設の設置数		適・否 （　台）	
	3　車椅子使用者用駐車施設の構造	⑴　幅350cm以上	cm	
		⑵　車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		⑶　駐車場に通ずる出入口に近い位置への設置	適・否	

」

に、

「

客席 ［除外］	1　車椅子使用者用客席部分及び集団補聴装置の設置			有・無	
	2　車椅子使用者用客席部分の構造	⑴　幅90cmかつ奥行き110cm以上		cm×　cm	
		⑵　表面は、平たんかつ粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		適・否	
		⑶　水平な床		適・否	
		⑷　車椅子使用者用客席部分である旨の表示		適・否	
	3　出入口から車椅子使用者用客席部分に至る通路	⑴　幅120cm以上		cm	
		⑵　傾斜路及び踊場の構造	ア　勾配１／12以下（高低差が16cm以下の場合は、１／８以下）	１／	除外
			イ　高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	除外

を

			ウ　手すりの設置	適・否	除外
	4　出入口に近い位置への車椅子使用者用客席部分の設置			適・否	

」

「

客席 ［除外］	1　集団補聴装置の設置			有・無	除外
	2　興行場等又は集会場の固定式椅子の数			席	
	3　車椅子使用者用客席部分の設置数			適・否 （　席）	
	4　車椅子使用者用客席部分の構造	⑴　幅90cmかつ奥行き135cm以上		cm×　cm	
		⑵　表面は、平たんかつ粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		適・否	
		⑶　水平な床		適・否	
		⑷　車椅子使用者用客席部分である旨の表示		適・否	
	5　出入口から車椅子使用者用客席部分に至る通路	⑴　幅120cm以上		cm	
		⑵　傾斜路及び踊場の構造	ア　勾配１／12以下（高低差が16cm以下の場合は、１／８以下）	１／	除外
			イ　高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	除外
			ウ　手すりの設置	適・否	除外
	6　出入口に近い位置への車椅子使用者用客席部分の設置			適・否	

」に

改める。

附　則

この規則は、令和７年７月１日から施行する。

告　　示

島根県告示第266号

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第４号）第10条の規定により、次のとおり告示する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

種類	印　影	公印管守者	用　途	新調、改刻又は廃止年月日
知事印	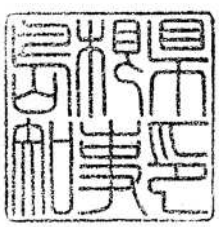	スポーツ振興課長		令和７年３月24日新調

知事印	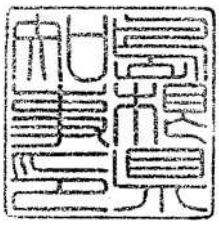	スポーツ振興課長	縦書き文書専用	令和７年３月24日新調

島根県告示第267号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第１項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第１号及び第115条の10第１号の規定により告示する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社　かすみコーポレーション	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションよさみ	江津市嘉久志町2426番地10	令和７年５月７日

島根県告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２第１項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の３において準用する同法第33条第６項において準用する同条第１項の規定により告示する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

出雲市湖陵町二部2694－１

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第269号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の２第３項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

１　温泉津町加入区（漁業協同組合ＪＦしまね）

２　浜田市加入区（漁業協同組合ＪＦしまね）

３　益田市加入区（漁業協同組合ＪＦしまね）

公　　告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量）

２　作業期間

令和７年４月21日から同年10月15日まで

３　作業地域

出雲市矢野町地内外

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量）

２　作業期間

令和７年２月８日から同年６月30日まで

３　作業地域

益田市匹見町地内

令和６年８月９日付け島根県報第539号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、松江市長から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（３Ｄ都市モデル整備業務）

２　作業期間

（変更前）令和６年７月９日から令和７年３月24日まで

（変更後）令和６年７月９日から令和７年７月31日まで

３　作業地域

松江市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、次の公共測量は、令和７年３月13日に終了した旨中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（４級基準点測量、現地測量（地図情報レベル500）及び路線測量）

２　作業期間

令和６年10月１日から令和７年３月13日まで

３　作業地域

出雲市灘分町地内

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第１項の規定により命じた措置について、同条第３項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第４項の規定により当該工作物を保管したので、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第９項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶（その他附属物含む。）　５隻

２　当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

⑴　場所

二級河川堀川水系堀川において、出雲市大社町杵築西、修理免地内

ア　宇迦橋下流約60メートル左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

イ　ご縁橋下流約18メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

ウ　馬渡橋上流約232メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

エ　馬渡橋上流約171メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

二級河川堀川水系古内藤川において、出雲市大社町入南地内

オ　鑓ヶ崎橋上流約５メートルの左岸に係留されている船舶及びその他附属物一式

⑵　日時

ア　令和７年３月26日９時00分から同日９時30分まで

イ　令和７年３月26日13時00分から同日13時30分まで

ウ　令和７年３月27日８時30分から同日８時45分まで

エ　令和７年３月27日10時15分から同日10時30分まで

オ　令和７年３月24日13時00分から同日14時30分まで

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　日時

ア　令和７年３月26日　11時00分

イ　令和７年３月26日　14時30分

ウ　令和７年３月27日　９時45分

エ　令和７年３月27日　11時00分

オ　令和７年３月24日　15時20分

⑵　場所

県道矢尾今市線　里方跨線橋　桁下　県有地

4　当該工作物を返還するため必要な事項

⑴　当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

⑵　所有者等であることを証明する書類の提示

5　本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693－8511　出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課　電話　0853－30－5634

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

1　開発区域

仁多郡奥出雲町下横田146番２、147番１、147番５、148番１、148番３、149番１

面積　5,850.95平方メートル

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

仁多郡奥出雲町三成358番地１

奥出雲町長　糸原　保

特　定　調　達　公　告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条の規定により公告する。

令和７年５月２日

島根県知事　丸　山　達　也

1　入札に付する事項

⑴　件名及び数量

第３世代地域衛星通信ネットワーク対応衛星可搬局　２式

⑵　入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

⑶　納入期限

令和８年３月31日（火）

⑷　納入場所

島根県松江市殿町１番地　島根県防災部消防総務課

２　入札方法

⑴　この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

⑵　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

３　入札に参加する者に必要な資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

⑵　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

⑷　物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第４号）第４条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「４機械器具類」小分類「⑸電気通信機器」に登録されている者であること。

⑸　島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

⑹　島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

⑺　（一財）自治体衛星通信機構（以下「ＬＡＳＣＯＭ」という。）が主催する「ＬＡＳＣＯＭ第３世代網接続施工管理者」講習を受講し、登録証が交付された者を社内に１名以上確保していること。

４　契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690－8501　島根県松江市殿町１番地

島根県防災部消防総務課防災通信係

電話　0852－22－5889　ＦＡＸ　0852－22－5930

電子メール　bousai-sys@pref.shimane.lg.jp

５　入札説明書の交付等

⑴　入札説明書の交付方法

本公告の日から令和７年６月４日（水）までの間、電子調達システムの入札情報サービス（ＰＰＩ）により交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

ア　交付期間

本公告の日から令和７年６月４日（水）までの間

ただし、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第９号）第１条第１項に規定する休日を除く日の午前

９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ　交付場所

４の場所

⑵　入札説明会

実施しない。

6　入札参加希望者に要求される事項

⑴　この入札に参加を希望する者は、令和７年５月20日（火）午後５時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

⑵　提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑶　期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7　入札期間、開札日時等

⑴　電子調達システムによる入札の期間

令和７年６月２日（月）午前９時から同月３日（火）午後４時まで

⑵　書面による入札の日時、場所等

ア　日時

令和７年６月３日（火）午後４時まで

イ　場所

４の場所

ウ　郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和７年６月３日（火）午前11時までに到着していること。

⑶　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年６月４日（水）午前10時

イ　場所

４の場所

8　その他

⑴　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の５以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

⑷　入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

⑸　入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

⑹　落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　契約書作成の要否

要する。

⑻　不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部消防総務課防災通信係に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑼　その他

詳細は、入札説明書による。

９　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased : Third－generation mobile satellite stations compatible with regional satellite communication networks - ２ sets

⑵　Period for tender by electronic bidding : From ９ : 00 a.m. on Monday, ２ June 2025, to ４ : 00 p.m. on Tuesday, ３ June 2025

⑶　Time limit for tender by post : By ４ : 00 p.m. on Tuesday, ３ June 2025

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on June ３, 2025)

⑷　Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. June ４, 2025

⑸　Contact point for the notice : Disaster Communication Section, Fire Fighting Coordination Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, １ Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture , 690－8501 Japan

TEL : 0852－22－5889　FAX : 0852－22－5930

Email : bousai-sys@pref.shimane.lg.jp